

令和 7 年度事業計画書

1 令和 6 年中の県内における交通事故発生状況

- 発生件数 2, 672 件 前年比－49 件
- 死者数 55 人 前年比± 0 人
- 負傷者数 3, 047 人 前年比－49 人

発生件数と死者数及び負傷者数の全てが前年を下回ったが、全死者数に占める高齢者の割合は 21 年連続で 50％を超えた。

また、死者数については、令和 5 年と同数の 55 人となり、6 年連続で 100 人を下回った。

2 令和 6 年中の西蒲警察署管内における交通事故発生状況

- 発生件数 91 件 前年比＋15 件
- 死者数 2 人 前年比＋ 1 人
- 負傷者数 102 人 前年比＋16 人

◎ 高齢者事故

- 発生件数 30 件 前年比－ 5 件
(高齢者運転 23 件 前年比＋ 1 件)
- 死者数 1 人 前年比± 0 人
- 負傷者数 10 人 前年比－ 9 人

発生件数と死者数及び負傷者数の全てが前年を上回ったが、死亡事故は8月5日以降発生がなく、死亡事故ゼロが208日を超えた。 ※ 2月28日現在

また、高齢者事故は、発生件数及び負傷者数が前年比で減少し、高齢者加害事故は1件増加、死者数は同数であった。

3 令和7年度の活動重点等について

令和7年「新潟県交通安全広報計画」を踏まえ、悲惨な交通事故の減少、特に交通死亡事故の発生を抑止して新潟県の交通死亡事故抑止目標を達成することを目標に、「令和7年度西蒲地区交通安全協会活動重点」として下記のとおり定め推進することとした。

なお、新潟県では令和3年3月に策定された「第11次新潟県交通安全計画」及び令和6年中の交通事故の発生実態を踏まえ、重点事項について効果的な広報を行い、交通事故の防止を図ることとする。

記

◎ 活動重点及び設定理由

○ 高齢者の交通事故防止

県内の交通死亡事故における高齢者の割合が21年連続で

50%を超えたこと及び西蒲警察署管内では、高齢者の交通事故の割合が全体の33%を占めることから、参加・体験型交通安全教室等の開催や家庭訪問による広報活動により、交通事故の一層の減少を図る。

○ 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者や子どもが被害に遭いやすい歩行中や自転車乗車中の交通事故の抑止に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通安全意識の高揚を図る。

運転者に対しては、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、進行方向に対する安全確認徹底や安全速度の励行、身体障害者や高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。

自転車利用者に対しては、自転車も加害者となり得る側面もあることから、自転車利用者に対しては、車両としての交通ルール遵守についての意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で義務化された自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。

また、事故発生時の被害軽減のため、改正道路交通法の施行を踏まえ、全ての年齢層の乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

○ 飲酒運転の根絶

令和 6 年中の県内における飲酒運転による交通事故死者は、11 月に 1 件発生するなど、いまだ飲酒運転の根絶には至っていない。

地域、職場、家庭、飲食店などにおいて「飲酒運転をしない、させない、許さない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成に向けた取り組みを推進する。

○ シートベルトとチャイルドシートの着用徹底

自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用者の割合が 60% 台にとどまることや一般道路における後部座席のシートベルト着用も徹底されているとはいえないこと。

また、チャイルドシートの使用率も依然として低い状況にあることから、各季の交通安全運動等を通じ、指導・広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、交通安全教育を一層推進し、全座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底を図る。

また、チャイルドシート貸出事業の一層の周知を図る。

◎ 特に重点とする事項

★ 自転車ヘルメットの着用推進

令和 5 年から全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されたが、着用が浸透してお

らず、県民意識がいまだ醸成されていない。

交通安全教育等のあらゆる機会を通じて、ヘルメット着用に向けた広報啓発を推進する。

★ 横断歩行者優先の徹底

横断歩道横断中の交通事故が増加しており、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている場合における一時停止が徹底されていない。

運転者は、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。

道路横断者は、「渡るよサイン」等で横断する意思を示すよう交通安全意識の高揚を図る。

4 関係機関・団体との連携

西蒲警察署、新潟市西蒲区役所及び弥彦村役場等の関係機関並びに（公財）新潟県交通安全協会や（一社）新潟県安全運転管理者協会等との連携を図り、別紙の事業計画を効果的に推進し、西蒲地区における交通事故の一層の減少を図ることとする。

5 交通安全運動等の実施

(1) 全国運動

ア 春の全国交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

イ 秋の全国交通安全運動

9月21日(日)～9月30日(火)

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(火)

(2) 新潟県の運動

ア 止まって！横断歩道キャンペーン

4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

イ 夏の交通事故防止運動

7月22日(火)～7月31日(木)

ウ 高齢者交通事故防止月間

10月1日(水)～10月31日(金)

エ 冬の交通事故防止運動

12月11日(木)～12月20日(土)

オ 交通死亡事故多発警報 発令の日から10日間

(3) その他

ア 自転車ヘルメット着用推進 県民キャンペーン

4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

自転車安全月間

5月1日(木)～5月31日(土)

イ 安全運転・チャレンジ100

9月23日(火)～12月31日(水)

ウ いきいきクラブ・チャレンジ100

9月23日(火)～12月31日(水)

エ 県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事

7月25日(金) 新潟市中央区「新潟テルサ」

オ 交通安全家庭の日「家族で話そう、みんなの交通

事故防止」 毎月10日

- ・歩行者の安全確認
- ・自転車のルール遵守
- ・自動車の「不注意」防

別紙

第1 活動重点の推進項目

1 高齢者の交通事故防止

○ 推進事項

ア 高齢者・自転車対策の推進

- ① 高齢者宅の訪問指導
- ② 「いきいきクラブ・チャレンジ 100」への参加促進
- ③ 夜光反射材の効果体験等、明るい服装と反射材着用の広報・啓発活動の推進
- ④ 交通安全広報の日（毎月2回）の広報推進
- ⑤ 各季の交通安全運動期間中、交通安全のぼり旗の掲出と街頭指導所の開設による広報の実施
（⑤は、ア、イ、ウ共通）

イ 運転者対策の推進

- ① 各種の運転者対象講習会等を活用した高齢者事故の特徴及び高齢者の行動特性の周知
- ② 夜間のライト上向き運転励行の広報
- ③ 高齢者に優しい運転励行の広報

ウ 高齢運転者対策の推進

- ① シルバードラビング教室等、参加・体験型講習会の開催
- ② 高齢者マークの広報及び表示の促進
- ③ 運転免許証返納制度の広報及び返納支援

2 歩行者及び自転車の安全確保の推進

○ 推進事項

ア 交通安全指導等

- ① 交通事故多発箇所の把握と提言
- ② 通学・通園時間帯における誘導・監視活動
- ③ 正しい交通ルールとマナー実践のための交通安全教室の開催
- ④ 交通安全広報の日（毎月2回）の広報推進
- ⑤ 保育園児・幼稚園児対象交通安全教室の開催
- ⑥ 各季の交通安全運動期間中、交通安全のぼり旗の掲出と街頭指導所の開設による広報
（⑥は、ア、イ、ウ共通）

イ 自転車の正しい乗り方の指導

- ① 小・中学生対象の自転車安全教室の開催

② 自転車街頭指導点検の実施

③ 自転車安全利用五則の周知・広報の推進

ウ 運転者対策の推進

安全速度の励行と歩行者優先保護意識醸成のための講習会の開催

3 飲酒運転の根絶

○ 推進事項

ア 飲酒運転の危険性等の広報の徹底

① 危険性、悪質性の認識を徹底させるための広報の推進

② 飲酒運転事故事例やアルコールが運転に及ぼす影響等の具体的な広報の推進

③ 交通安全広報の日（毎月2回）の広報推進

④ 各季の交通安全運動期間中、交通安全のぼり旗の掲出と街頭指導所開設による広報

イ 飲酒運転追放の機運醸成のための活動推進

① 「ハンドルキーパー運動」定着に向けた取組強化

② 飲食店等、酒類を提供する業者等に対する飲

酒運転根絶の協力要請活動の実施

- ③ 企業、関係団体等による飲酒運転追放宣言の促進
- ④ 交通安全家庭の日（毎月１０日）の周知広報

４ シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

○ 推進事項

ア 着用広報の推進

- ① 着用義務の周知と着用徹底を図るための広報
- ② 着用、非着用時の致死率の差や具体的な事故事例等により、着用の効果に関する具体的広報の推進

イ チャイルドシート無料貸出し

インターネットホームページ等により、無料貸出し事業の効果的な広報を一層推進する。

第2 交通安全功労者等の顕彰

1 交通安全功労者、優良運転者等の表彰

平素、地道に活動し、地域の交通安全活動に功労のあった者及び永年無事故・無違反の優良運転者等に対し、西蒲警察署長と当協会の会長連名による表彰を行い、受賞者の交通安全活動に対する意欲の更なる向上を図ろうとするもの。

2 交通安全功労者等の表彰上申

新潟県警察本部長・新潟県交通安全協会会長連名表彰、関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰、警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰等に該当する交通安全功労者、優良運転者及び優良学校・事業所等の表彰上申を積極的に行うもの。

主要な表彰の種類

- 交通栄誉章緑十字金章(警察庁長官・全日本交通安全協会会長)
- 新潟県知事表彰(一般功労)
- 交通栄誉章緑十字銀章(警察庁長官・全日本交通安全協会会長)
- 関東管区連名表彰(関東管区警察局長・関東安協(安管協)連合会長)
- 交通栄誉章緑十字銅章(全日本交通安全協会会長)
- 新潟県連名表彰(警察本部長・県交通安全協会会長)
- 西蒲地区連名表彰(西蒲警察署長・西蒲地区交通安全協会会長)
- 新潟県安全運転管理者協会定例表彰
- 新潟市長感謝状

第3 交通安全に関する受託事業及び関連事業の実施

交通の安全と円滑の確保に寄与するため、新潟県の委託関連事業である運転免許行政に係る事業及び自動車保管場所証明行政に係る事業を適切に実施するとともに、これらに関連する事業を実施するもの。

1 新潟県の委託関連事業の実施

(1) 運転免許事務補助業務の実施

ア 運転免許窓口業務

- 運転免許更新、再交付及び記載事項変更届の申請、届出者に対する申請書類等の記載方法の指導、審査・受理及び運転免許証の変更事項の記載を行う。

- 運転適性検査として、視力検査及び深視力検査並びに視野の測定を行う。

イ 更新時講習業務

優良運転者及び一般運転者に対し、ビデオ等の視聴覚教材及び交通教本等により、交通事故の現状運転者の責務、危険予測等交通事故防止に必要な知識を内容とする講習を行う。

(2) 原付講習業務の実施

道路交通法に規定する原付免許を受けようとする者に対し、原動機付自転車の運転に関する知識及び実技を講習する。

(3) 社会参加活動実施事業の実施

軽微な違反をした者に対する違反者講習のうち、社会参加活動実施事業（当センター前で、通行する車両の運転者にシートベルト着用を呼び掛ける活動又は交通量調査活動）を、新潟県公安委員会が指定した者に対し行う。

(4) 自動車保管場所事務補助業務の実施

自動車保管場所の確保等に関する法律等に規定する自動車保管場所の届出事務のうち、申請書等の受理、記載内容の点検確認、保管場所管理システムへのデータ入力、証明書の作成・交付等の事務補助業務を行う。

2 上記1に関連する業務の実施

(1) 新潟県警察手数料収納事業の実施

新潟県公安委員会及び警察署長の権限に属する事務に係る手数料のうち、西蒲警察署長の権限に属す

る事務に係る手数料収納事業（自動車学校関係分を除く。）について、当協会が（公財）新潟県交通安全協会から再委託を受ける方法で事業を実施する。

（２）運転免許用写真撮影事業の実施

運転免許証更新申請者等の利便を図るため、写真撮影事業を行う。

（３）交通安全用品等の販売

夜光反射材等の交通安全用品の普及を図るため、販売を行う。

第4 その他

1 会議の開催

協会の運営及び効果的な交通安全活動を実施するため、必要な会議を開催する。

- 理事会 5月及び3月のほか、必要の都度
- 評議員会 5月又は6月のほか、必要の都度
- 三役会議等 必要の都度

2 その他

(1) 明るく親切な窓口応接の推進

協会の財政基盤強化のため、地域住民の目に見え、共感が得られる活動を推進するとともに、運転者会費協力者を確保するため、明るく親切な応対と迅速的確な窓口業務の更なる推進に努める。

(2) 情報公開の推進

ア 事業報告書等の閲覧書類の事務所備え付け。

イ インターネット上の「西蒲地区交通安全協会ホームページ」に役員名簿及び事業報告書等を最新のものに更新して登載する。